



問い合わせ先

海事局 検査測度課 登録測度室 川端・嶋彦

TEL : 03-5253-8111 (代表)

(内線 44-155・44-156)

: 03-5253-8639 (直通)

: 03-5253-1644 (FAX)

平成 27 年 6 月 16 日

海事局検査測度課

船舶のトン数適正化の実施～1049 隻の船舶に立入検査を実施、うち漁船の 22% を是正 (平成 26 年度)～

国土交通省は平成 26 年度、船舶のトン数が適正に維持されていることを確認するため、1049 隻の船舶について船舶法に基づき地方運輸局等の船舶測度官による立入検査を実施しました。その結果、漁船では 22% の 47 隻、漁船以外の船舶では 5% の 42 隻について、トン数が適正でないことを確認したため、これを是正し、トン数の適正化を図りました。これにより、船舶の安全性の確保、事業活動の公平性の維持等海事活動の社会秩序維持に貢献することができました。

船舶のトン数は安全規制の適用指標や課税・手数料の徴収指標として用いられるなど、海事に関する制度全般にわたり指標として広く使用されており、船舶を用いた事業活動等の国民の権利や、船舶の備えるべき構造・設備・所要船員数等の国民の義務の基礎となっています。

このため、国は船舶の建造時にトン数を決定¹し公証²していますが、船舶の就航後も、倉庫の追加設置、甲板室の開口部閉鎖等の改造によりトン数に変更が生じることから、トン数が適正であることを確認するため地方運輸局等の船舶測度官が定期的に船舶への立入検査を実施³しています。

平成 26 年度は全国で 1049 隻の船舶について立入検査を行いました。その結果、トン数が適正でないと確認された船舶は、漁船で 215 隻中 47 隻 (21.9%)、貨物船、旅客船等の漁船以外の船舶は 834 隻中 42 隻 (5.0%) でした。

これらの船舶については、改造前の状態に戻すことやトン数を改造後の新しいトン数に変更することなどにより、公証されるトン数が適切なものになるよう是正しました。

これにより、トン数の適正化が図られ、事業活動の公平性の維持等海事活動の社会秩序維持や船舶の安全性の確保に貢献することができました。

なお、トン数の適正な維持が出来ないと、税金や手数料の徴収の公平性が損なわれるほか、漁業等の事業許可の公平性も損なわれます。

これに加え、船舶の改造によりトン数が増加した場合、追加の救命設備、消防設備や乗組員の増員が法令上求められるケースもあります。

¹ トン数の算定は『1969 年の船舶のトン数の測度に関する国際条約』に基づいて実施しています。

² 総トン数が決定するとトン数を記載した「船舶国籍証書」が船舶所有者に交付されます。

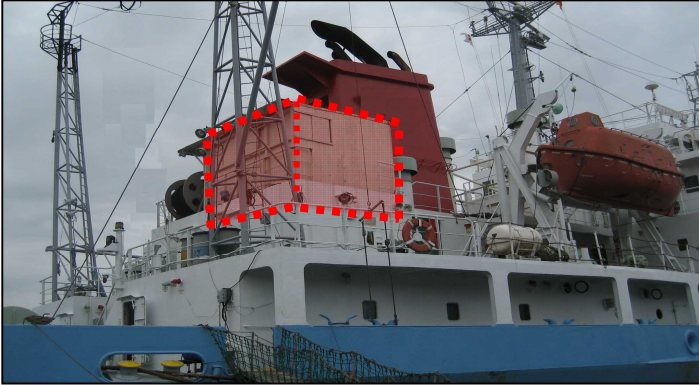
³ 立入検査は、船舶法に基づき総トン数 100 トン以上の船舶では約 6 年ごと、100 トン未満の船では約 4 年ごとに実施しています。

<参考>

● **トン数⁴の増加の改造例**

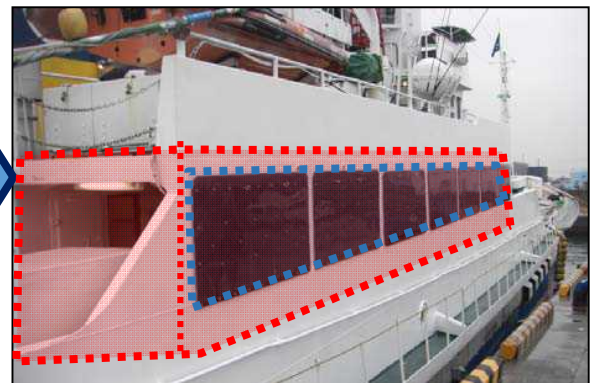
① 倉庫を追加設置。

これにより、船舶の閉囲場所（下図着色部の容積）が増加し、トン数が増加する。



② 上部構造物（甲板室）の船側開口をアクリル板で閉鎖。

これにより、船舶の閉囲場所（下図着色部の容積）が増加し、トン数が増加する。



(※) 開口を有する上部構造物で、その開口が閉鎖されていないこと等の規定要件を満たすものは、トン数に含まれません。

● **トン数別による船舶の設備等の相違例**

- ① 旅客フェリーの救命胴衣の数 : 999トンの船舶は最大搭載人員に相当する数、1,000トンの船舶は最大搭載人員の1.05倍に相当する数
- ② 旅客船の消火ポンプの数 : 3,999トンの船舶は2個、4,000トンの船舶は3個
- ③ 近海区域を航行する船舶の船舶職員（甲板部）の人数 : 499トンの船舶は2人、500トンの船舶は3人

⁴ トン数には船の大きさ（容積）を表すものと、重さを表すものがありますが、船舶の構造・設備、船員の要件等安全規制の指標には大きさを表すトン数が用いられています。船の大きさを表すトン数は、船の閉囲場所の容積を基に算定されます。